

株 主 各 位

第7期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

平成23年6月1日

セガサミーホールディングス株式会社

## 目 次

1. 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制 等の整備についての決議の内容の概要」	．．．	3 頁
2. 連結計算書類の連結注記表	．．．	6 頁
3. 計算書類の個別注記表	．．．	18 頁

上記の事項は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/data.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供したとみなされる情報です。

## 1. 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役員に伝える。さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査担当部門及び内部統制担当部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査、モニタリングし、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織に報告する。当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を執る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うため監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 内部統制担当部門に、当社及び当社グループのコンプライアンス統括機能を持たせ、使用人が法令定款その他の社内規則及び社会通念などに対する適正な行動をとるためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。
  - ② 使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライアンス担当部門及び社外の弁護士を受付窓口とする通報窓口を整備する。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社にグループ役員連絡会、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題または重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。
  - ② 前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
  - ② 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、財務報告に係る内部統制の評価結果を遅滞なく監査役会に報告する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
  - ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
  - ③ 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

## 2. 連結計算書類の連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 68社

主な連結子会社の名称は、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項 ⑦ 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、株式会社トクシス他3社は株式取得により、株式会社サミーパートナーズは重要性が増したことにより、Breaktime, Inc. 他1社は新規設立出資により当連結会計年度より連結子会社としております。

また、マーザ・アニメーションプラネット株式会社は、セガサミーインベストメント・アンド・パートナーズ株式会社（マーザ・アニメーションプラネット株式会社に商号変更）との合併により、GAMEWORKS LAS VEGAS, L.L.C. は連結子会社との合併により、ケンジントンパートナーズは清算により、プラチナゲームズ株式会社は支配力低下により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 13社

主な非連結子会社：

United Source International Ltd.、Sega (Shanghai) Software Co., Ltd. 他

非連結子会社につきましては総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 9社

主な持分法適用関連会社：

インターライフホールディングス株式会社、株式会社CRI・ミドルウェア他

なお、Simuline Inc. は増資により、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

また、株式会社日商インターライフは株式移転を実施し、インターライフホールディングス株式会社を設立したことに伴い、当社は株式会社日商インターライフの株式に代えてインターライフホールディングス株式会社の株式を保有することになりました。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 18社

主な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社：

リパブル株式会社他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 実務対応報告第24号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社の名称	決算日
Sega Amusements Taiwan Ltd.	12月末日
上海新世界世嘉游芸有限公司	12月末日
北京世嘉無線娛樂科技有限公司	12月末日
投資事業組合3組合	12月末日

また、従来、決算日が3月31日であった連結子会社株式会社セガトイズ他2社については、決算日を9月30日に変更しておりましたが、決算日を3月31日に再度変更しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの：

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ：

時価法を採用しております。

たな卸資産：

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

アミューズメント施設機器 2～5年

また、定期借地権契約による借地上的建物・構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）：

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産：

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

創 立 費：支出時に全額費用処理しております。  
株式交付費：支出時に全額費用処理しております。  
社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

賞与引当金：

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金：

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金：

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金：

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は原則としてその発生時に一括費用処理することとしておりますが、株式会社セガ他3社については、発生時の従業員の平均勤続勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は原則として翌連結会計年度で一括費用処理することとしておりますが、株式会社セガ他3社につきましては、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から定額法により費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金：

国内の連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。また、一部の連結子会社において振当処理が認められる為替予約については振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金の金利、外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行っております。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。



## ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。ただし、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を合理的に見積もれる場合にはその見積もり年数により、それ以外の場合には5年間の定額法により償却を行っております。

### ⑦ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

## (5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### ① 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益が96百万円減少し、税金等調整前当期純利益が1,302百万円減少しております。

また、当会計基準及び同適用指針の適用開始による資産除去債務の変動額は2,146百万円でありました。

### ② 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第23号）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第7号）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第16号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

## (6) 表示方法の変更

（連結損益計算書）

### ① 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号）に基づく「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）の適用に伴い、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

### ② 前連結会計年度における特別利益の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は、63百万円であります。

## (7) 追加情報

### ① 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第25号）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

- ② 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に当社を連結親法人とした連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 平成14年10月9日 最終改正平成23年3月18日 実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 平成15年2月6日 改正平成22年6月30日 実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 108,688百万円

(2) 担保に供している資産

担保提供資産		対応する債務	
定期預金	5百万円	買掛金	2百万円
建物及び構築物	1,202	未払費用	0
土地	2,433	短期借入金	900
		長期借入金	2,100

(3) 保証債務

被保証者	内容	金額
オリックス・プレミアム 有限会社	リース債務	11百万円

(4) 貸付有価証券

投資有価証券には、貸付有価証券 282百万円が含まれております。

(5) 土地の再評価

連結子会社である株式会社セガは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(6) 当座貸越契約の未実行残高 10,125百万円

貸出コミットメント契約の未実行残高 42,000百万円

## III 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 6,547百万円

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 29,613百万円

(3) 特別損益の主な科目の内訳

① 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	1百万円
工具、器具及び備品	1
アミューズメント施設機器	8
その他有形固定資産	22
その他無形固定資産	1
合計	34

② 債務時効益は、未払費用に計上していた債務につき、時効成立により支払義務が消滅したことによるものであります。

- ③ 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
- |              |        |
|--------------|--------|
| 建物及び構築物      | 133百万円 |
| 工具、器具及び備品    | 91     |
| アミューズメント施設機器 | 1      |
| その他有形固定資産    | 42     |
| その他無形固定資産    | 27     |
| 合計           | 296    |
- ④ 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。
- |              |      |
|--------------|------|
| 建物及び構築物      | 6百万円 |
| 工具、器具及び備品    | 4    |
| アミューズメント施設機器 | 0    |
| 土地           | 29   |
| その他有形固定資産    | 0    |
| その他無形固定資産    | 0    |
| 合計           | 40   |
- ⑤ 製品補償関連費用は、遊技機事業における臨時の製品補償に伴う販売先への代替機の無償提供や、営業補填等の費用であります。
- ⑥ 災害による損失は、東日本大震災に伴って発生した資産の評価減や、店舗及び事業所の原状回復費等の見積額並びに営業停止期間中の固定費等であります。
- ⑦ 減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失計上額
アミューズメント施設	千葉県千葉市 他16件	建物及び構築物	201
		アミューズメント施設機器	2
		その他有形固定資産	16
		その他無形固定資産	9
キッズカード関連	千葉県印旛郡	アミューズメント施設機器	776
事業用資産等	東京都渋谷区 他8件	建物及び構築物	58
		その他有形固定資産	40
		その他無形固定資産	396
		合計	1,502

当グループは、事業のセグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産または資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込である資産または資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は主に実勢価格に基づく正味売却価額により算定しております。

#### IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	283,229,476	—	17,000,000	266,229,476

##### (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 17,000,000株

##### (2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	31,315,801	14,168,589	30,979,728	14,504,662

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく市場買付けによる増加 14,000,000株

会社法第797条第1項に基づく買取請求による増加 150,144株

単元未満株式の買取りによる増加 18,445株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 17,000,000株

株式交換による減少 13,977,737株

単元未満株式の買増請求による減少 1,991株

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	3,778	15	平成22年3月31日	平成22年6月1日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	5,038	20	平成22年9月30日	平成22年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月16日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	5,034	20	平成23年3月31日	平成23年6月2日

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## V 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、持株会社である当社において中期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的にシンジケート方式によるコミットメントラインを契約しております。また、各事業の事業資金については、グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを運用しつつ、資金計画に照らして必要な分を銀行借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、グループ各社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

満期保有目的の債券は、グループ各社の資金運用管理規程等に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券は主として株式であり、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、各社取締役会等に報告されております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、当グループでは、各社が月次で資金繰の実績及び見込みを作成し、当社がグループ各社の資金繰の確認を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引であり、グループ各社のデリバティブ取引管理規則等において「為替取引に関する基本方針」について事前に取締役会の承認を受けること及び取引権限や限度額等を定めることにより、デリバティブ取引を管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末（平成23年3月31日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注)2に記載のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	149,006	149,006	—
(2) 受取手形及び売掛金	56,468	56,416	△51
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,018	2,021	2
② その他有価証券(*1)	77,523	77,523	—
③ 関連会社株式	493	280	△213
(4) 支払手形及び買掛金	37,513	37,513	—
(5) 短期借入金	2,857	2,857	—
(6) 長期借入金	5,316	5,333	△17
(7) 1年内償還予定の社債	11,892	11,892	—
(8) 社債	29,608	29,356	252
(9) デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△0	△0	—

(\*1) 組込デリバティブは、時価を合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券に含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、受取手形及び売掛金のうち、当連結会計年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権ごとに債権額を決済日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券に含まれる譲渡性預金は、短期間（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(7)1年内償還予定の社債

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金のうち、金利スワップの特定処理が適用されるものについては、当該金利スワップと一体として時価を算定しております。

(6) 長期借入金及び(8)社債

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特定処理が適用されるものについては、当該金利スワップと一体として時価を算定しております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,036
投資事業有限責任組合等出資	1,352
非連結子会社株式	2,189
関連会社株式	765
関連会社出資金	224

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## VI 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,093円23銭
1株当たり当期純利益	163円19銭

## VIII 重要な後発事象に関する注記

当社と、当社の完全子会社であるサミー株式会社（以下、「サミー」といいます）及びサミーの子会社であるタイヨーエレクトリック株式会社（以下、「タイヨーエレクトリック」といいます）は、平成23年5月13日開催の各社の取締役会において、当社の普通株式を対価として、サミーを株式交換完全親会社、タイヨーエレクトリックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、サミーとタイヨーエレクトリックの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます）を締結いたしました。

なお、タイヨーエレクトリックは平成23年6月21日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行う予定です。また、サミーは、平成23年5月13日、会社法第319条第1項に基づく書面決議の方法により、本株式交換契約について臨時株主総会の承認を受けております。

本株式交換の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 株式交換の目的

当社は、平成22年12月1日、上場子会社であった株式会社サミーネットワークス、株式会社セガトイズ及び株式会社トムス・エンタテインメントを完全子会社化し、グループ内の経営資源を相互に有効活用するための体制を整備いたしました。本株式交換は、セガサミーグループにおける唯一の上場子会社であるタイヨーエレクトリックを完全子会社化することで、グループ経営体制を一層強化し、グループ収益力の極大化を図るためのものであります。

タイヨーエレクトリックが今後、より効率的かつ独創的な遊技機開発を継続し、事業規模の成長を持続させていくためには、本株式交換の実現により、サミーとの連携を強化し、セガサミーグループとの一体的な事業運営を徹底する必要があるものと考えております。

具体的には、今まで取り組んできた管理・営業部門の人材交流に加えて、優秀な開発人材の交流、セガサミーグループ内の有力IPの活用や技術融合を伴う共同開発等を通じて、タイヨーエレクトリックの遊技機開発能力を向上させることによって、遊技機市場において確固たるタイヨーエレクトリックブランドを確立することが可能になると考えております。また、生産面においても部材の共用化・共同購買等によって更なる製造原価の低減が期待されます。



(2) 株式交換の効力発生日

平成23年8月1日（予定）

(3) 株式交換の方法

本株式交換の対価としては、タイヨーエレックの少数株主に対して引き続き株式の流動性を提供すること、本株式交換後のシナジーの共有機会を提供すること、グループ戦略の観点から当社とサミーの間で100%の親子関係を維持する必要があること等を勘案し、当社の普通株式といたします。なお、そのために必要な当社普通株式を、当社が自己株式の処分によって、サミーに割り当てる予定であります。

(4) 株式交換比率

タイヨーエレックの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.40株を割当て交付いたします。ただし、サミーが保有するタイヨーエレックの普通株式11,623,100株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

また、サミーは、当社が処分する自己株式を引き受ける方法により、当社の普通株式を取得する予定です。

(5) 株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、サミー及びタイヨーエレックがそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、サミーは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、タイヨーエレックはSMB C日興証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

サミー及びタイヨーエレックは、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に真摯に協議を行い、両社の取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

商号	サミー株式会社
資本金	18,221百万円
事業の内容	パチンコ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、雀球遊技機及び関連機器の製造販売

(7) 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、サミーによるタイヨーエレックの少数株主からの子会社株式の追加取得に該当します。なお、本株式交換に伴い当社の連結計算書類上のれん（又は負のれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負のれん）の金額は現時点では未定です。

### 3. 計算書類の個別注記表

#### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産：定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

###### (2) 無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

###### (2) 役員賞与引当金：役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

###### (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

###### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

## 5. 表示方法の変更

### (1) 貸借対照表

前事業年度における流動資産の「その他」に含めておりました「未収還付法人税等」は、総資産の合計額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収還付法人税等」は1,579百万円です。

### (2) 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「リース資産運用費用」（当事業年度56百万円）は、金額が僅少となったため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## 6. 追加情報

当社は、当事業年度中に当社を連結親法人とした連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 平成14年10月9日 最終改正平成23年3月18日 実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 平成15年2月6日 改正平成22年6月30日 実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

## II 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	644百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,708百万円
短期金銭債務	8,349百万円
長期金銭債権	1,393百万円

## III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
経営指導料	4,512百万円
受取配当金（営業収益）	27,900百万円
販売費及び一般管理費	35百万円
営業取引以外の取引高	851百万円

## IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	14,504,662株

## V 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	8,161百万円
賞与引当金損金不算入額	40
投資有価証券評価損損金不算入額	3,960
投資事業組合運用損否認額	1,562
その他有価証券評価差額金	335
その他	161
繰延税金資産小計	<u>14,222</u>
評価性引当額	<u>△8,215</u>
繰延税金資産合計	<u>6,006</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△8,045百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△8,045</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,039</u>

(注) 翌事業年度より連結納税制度を適用することから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 平成14年10月9日 最終改正平成23年3月18日 実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 平成15年2月6日 改正平成22年6月30日 実務対応報告第7号)に基づき、当事業年度の繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
評価性引当額の増減額	3.1%
受取配当金等の益金不算入額	△44.3%
連結納税制度適用による影響	△22.0%
その他	<u>△0.6%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△22.0%</u>

## VI 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	サミー株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	2,932	売掛金	256
				資金の借入	9,000	短期借入金	8,300
				借入金返済	700	—	—
				借入金利息(注) 3	40	—	—
子会社	株式会社セガ	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	1,579	売掛金	138

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。  
 2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。  
 3. 利息については市場金利を勘案し決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	有限会社 エフエスシー (注) 2	被所有 直接 5.68%	保険業務 代行	保険料の支払 (注) 3	6	前払費用	3
				保険金入金	2	—	—
			業務委託	業務委託料の支払 (注) 3	11	—	—
役員及 びその 近親者	里見 治	被所有 直接 17.48%	当社代表 取締役会 長兼社長	ビジネスジェット 機の使用料の支払 (注) 4	240	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。  
 2. 当社代表取締役会長兼社長である里見治が有限会社エフエスシーの口数を53%直接保有して  
 しております。  
 3. 取引価格の算定は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。  
 4. 取引価格の算定は実勢価格に基づいて算出しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,358円82銭
1株当たり当期純利益	131円02銭

## VIII 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による子会社への自己株式の処分を決議いたしました。

### 1 自己株式処分の理由

当社の普通株式を対価として、当社の完全子会社であるサミー株式会社を株式交換完全親会社、サミー株式会社の子会社であるタイヨーエレクトロニクス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うに際し、当社の自己株式をサミー株式会社に割り当てるものであります。なお、その内容につきましては、連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 2 処分する株式の種類及び総数 | 普通株式 4,423,660株         |
| 3 処分価額          | 1株につき1,583円（総額7,002百万円） |
| 4 処分方法          | サミー株式会社へ割当て（有償）         |
| 5 払込期日          | 平成23年5月30日（予定）          |